

障害者の差別の解消に関する市の取り組みについて

1 インクルーシブな取り組みの推進体制について

令和6年4月より、「インクルーシブ推進室」は「インクルーシブ推進課」に部署名が変更となりました。障害者の差別の解消に関する取り組みと、インクルーシブ施策の推進、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する取り組みに加え、男女共同参画課と合併したことで、女性相談の取り組みもあり、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めています。

2 合理的配慮に関する助成制度について

市内の事業者が合理的配慮を行うため、簡易スロープの購入やバリアフリー工事、コミュニケーションツールの作成などの助成を行いました。助成制度について、広報あかし3月15日号に特集記事が掲載されました。制度を利用した店舗等に取材を行い、制度利用後の状況などを知ることができました。(令和5年度申請件数29件)

3 差別相談について

障害者配慮条例に基づき、障害のある人の差別に関する相談を行っています。障害のある人や、事業者から状況を聞き取り、どのような合理的配慮ができるかなどを意見交換したり、改善につなげられるよう検討しています。(令和5年度相談件数4件)

4 研修・啓発について

【職員対象】

- ・障害者や高齢者への基本的な対応を学ぶユニバーサルマナー研修を行いました。
(令和5年度受講者98人)
- ・障害理解研修として、知的障害の疑似体験(まねっこ隊)と、市役所庁内にある「時のわらし」(就労継続支援B型事業所)で働いている人にインタビューを行いました。
(令和5年度受講者36人)
- ・新規採用職員を対象に、「だれもが暮らしやすいまち」をテーマに明石市の条例や取り組みを講義し、合理的配慮を考えるグループワークを行いました。
- ・障害福祉に関する情報や制度、市の取り組みなどを発信する「なるほど！ザ・配慮」通信を毎月発行しています。



【事業者対象】

・ユニバーサルマナー研修を毎年2回実施しています。(令和5年度受講者62人)

障害者差別解消法の改正により、事業者の合理的配慮が令和6年4月から義務化されたことの周知や、障害のある人への対応で困った例などを収集するアンケートも実施しています。

【出前講座】

・障害者配慮条例やインクルーシブ条例の理念、明石市の取り組みなどについて、地域の団体等を対象に出前講座を実施しています。(令和5年度6件)

【地域の祭りで交流】

・令和5年から、大久保地域のイベント「大久保パレット祭り」に、障害当事者と一緒にクイズや車いす体験を行うブースを出展し地域の人と交流しています。今年は、車いすに乗ったことがあるか、障害のある人に出会ったことがあるかなどについてシール投票も行い、多くの子どもが参加しました。



5 インクルーシブアドバイザー制度について

だれもが利用しやすいお店や施設、イベントなどのバリアフリーについて事業者と障害当事者や専門的な知識を持つ人などが一緒に考える「インクルーシブアドバイザー制度」を令和4年度から実施しています。今年度は、旅館の改修や自治会で使用している会館、パピオスなどが制度を利用して当事者と意見交換を行いました。

6 車いす利用者のためのバス乗車体験会

バス事業者にご協力いただき、車いすユーザーがバスを乗り降りする際のポイントや、運転手が実際に車いすユーザーを介助する体験会を開催しました。

運転手と車いすユーザーが、日頃感じていることや、お互いに安全にバスに乗るためにどんなことに気をつける必要があるかなども意見交換することができました。

